

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)		作成年月日	直近の更新年月日
益田市	鎌手地区	汐瀧、向市、木部郷、大谷、大浜西、大浜東、大浜上、平口、釜口、下ノ下、下ノ中、下ノ上、上平原、後川、土田浜、後塩、土田郷、上ノ谷、金山下、金山上、宇治、高島	平成26年2月28日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内に大規模な中心経営体が存在せず、複数の小規模担い手農家が地区内の耕作を担ってきた経緯がある。ただ、宇治集落では近隣他地区の中心的経営体が入作を行っている。また、地区全体で70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が10ha近くあり、早急に新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宇治集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が他地区からの入作で担い手となっているが、今後は地区での集落営農を検討し、中心経営体の育成を促進することにより対応していく。  
 宇治集落を除く鎌手地区の水田利用は、引き続き小規模専業農家が担うこととなるが、認定農業者を育成するか集落営農組織を結成するなど担い手の確保が可能か検討する。いずれにしても農地の貸借については中間管理機構を活用することを前提として対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)  
 担い手農家の育成を目指し、将来の経営農地の集約化を図る。農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市木部町	2,790 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
2	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
3	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
4	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
5	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
6	益田市	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
	計	2,790 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>